

「前払式支払手段」の払戻しのご案内

平素は、ニッケコルトンゴルフセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、資金決済法に基づく前払式支払手段として、お客様に「ニッケコルトンゴルフセンター」をご利用いただくため、「プリペイドカード」を株式会社ニッケレジャーサービスより発行しておりましたが、平成30年3月15日より、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し手続きを行います。

1. 払戻し対象の「前払式支払手段」

ニッケコルトンゴルフセンター発行の「プリペイドカード(カード金額残額)」をお持ちの方を対象に残金額にて払戻しを行います。

●プリペイドカード(ニッケコルトンゴルフセンター発行)

表面



裏面

2. 払戻しのお申し出期間

平成30年3月15日から平成30年9月20日まで

この期間を過ぎますと、当該払戻し手続きより除斥されますので、ご注意ください。

3. 払戻しのお申し出方法及び払戻しの方法

払戻しのお申し出期間中に、「ニッケゴルフ倶楽部コルトンセンター」にて払戻しを行います。

お手元の「前払式支払手段」と身分証明書持参の上ご来場願います。必要書類に署名していただき現金にて払戻し致します。

ご本人様以外の方が手続きされる場合は、本人及び手続き者の証明書を持参の上ご来場願います。

つきましては、残高のあるプリペイドカードをお持ちの皆様におかれましては、払戻しのお申し出期間中にお手数ながら下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

4. お問合せ及び払戻し申し出先

ニッケゴルフ倶楽部コルトンセンター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1-1-2

電話 047-370-1188 受付時間 午前9時より午後5時(休業日を除く)

【ご注意】

- ① 偽造、変造あるいは毀損されている「前払式支払手段」は払戻し致しません。
- ② 郵送及び振込での対応はできかねますのでご了承ください。
- ③ 本人確認できる身分証明書をご持参ください。